

令和5年度屋外広告物講習会の受講案内（千葉県）

屋外広告業を営む方は、営業所ごとに屋外広告物講習会の修了者等一定の資格のある業務主任者を置くことが必要とされています。

業務主任者として必要な、屋外広告物の表示や設置に関する知識の習得を目的とした講習会を開催しますので、屋外広告業を営もうとする方、又は業務主任者の資格取得を希望する方は必ず受講してください。

【講習会の開催概要】

1. 開催日時

令和5年10月5日（木）午前9時30分から午後5時30分まで
（午前9時から受付開始）

2. 会場

ホテルプラザ菜の花 3階 菜の花

（千葉市中央区長洲1-8-1）

※会場には駐車場を用意しておりませんので、公共交通機関をご利用ください。

※最寄の公共交通機関等は、別紙【講習会会場案内】をご覧ください。

3. 講習時間及び講習内容

講習科目	講習の内容	講習時間
屋外広告物に関する法令	屋外広告物法、千葉県屋外広告物条例、同施行規則及びその他関係法令について	1時間50分
屋外広告物の表示の方法に関する事項	良好な景観形成と広告物の意匠、色彩及び形状との調和のあり方について	2時間
屋外広告物の施工に関する事項	屋外広告物の材料、構造、設置方法等の安全対策及び施工管理について	2時間30分

4. 時間割(予定)

時 間	内 容
9:00 ～ 9:30	受付
9:30 ～ 9:40	開講式
9:40 ～ 11:30	屋外広告物に関する法令
11:30 ～ 12:30	昼休憩
12:30 ～ 14:30	屋外広告物の表示の方法に関する事項
14:30 ～ 14:40	休憩、施工科目免除者の修了証書交付
14:40 ～ 17:10	屋外広告物の施工に関する事項
17:10 ～ 17:30	閉講式、修了証書交付

5. 使用するテキスト等

(1) 千葉県屋外広告物条例の解説

受講料に含まれます。当日会場でお配りします。

※千葉県、船橋市、柏市屋外広告物条例及び流山市広告物条例は資料を配布します。

(2) 屋外広告の知識

受講料には含まれません。当日会場で業者が販売します。

【受講申込について】

1. 申込方法

(1) 申込受付期間

令和5年8月21日(月)～9月5日(火)(土・日曜日を除く)

(2) 申込方法

- ・定員の関係上、(1)の受付期間内に必ず電話で予約をしてください。

予約受付電話番号：043-223-3279

(千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課景観づくり推進班)

受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後5時

- ・電話による予約完了後、(1)の受付期間内に「申込必要書類」を下記まで特定記録等で郵送されるか、持参してお申し込みください。

<受付窓口・郵送先>

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎8階
千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課景観づくり推進班 宛て
(窓口受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後5時)

※電話による予約で先着順とさせていただくため、予約を取らずに郵送又は持参された場合、受講できない場合があります。

※郵送は当日消印有効です。

※受付期間外（受付開始前も含む）の受付は行いませんのでご注意ください。

2. 申込必要書類

・屋外広告物講習会受講申込書

必要事項を記入の上、所定の位置に「写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽子正面上半身の写真（縦5cm×横4cm）（裏に氏名を記入のこと）」及び「手数料(千葉県収入証紙)」を貼付してください。

・資格証明書の写し

講習課程の一部免除者は、資格等の確認をしますので、必ず1部添付してください。

・返信用封筒

受講票を郵送で送付しますので、

「普通郵便（84円）＋特定記録分（160円）」の切手を貼り、宛先を記入した長形3号封筒を1枚同封してください。

・申込書の様式は下記HPからダウンロードし、ご使用ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kouen/event/okugai-kousyukai-index.html>

3. 受講料

申込書の余白に、所定の金額の千葉県収入証紙を貼付してください。

全課程を受講される方	3,300円
講習課程の一部が免除される方 (下記【講習科目の一部免除】参照)	2,100円

※金額に誤りがあった場合は受付できませんので、貼り間違えのないよう必ず確認してください。

※一度納付された手数料は、いかなる理由があっても返還できませんのであらかじめご了承ください。

※千葉県収入証紙の購入場所については、下記HPを参照してください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suitou/shoushi/index.html>

4. 定員

60名（先着順）

※定員になり次第、受付を締め切りますので、あらかじめご了承ください。

※予約完了後、申込受付期間内に申込必要書類の提出がない場合は受講できません。

5. 受講票（A6サイズ）の送付

申込手続き完了後、返信用封筒を使用して、受講票をお送りします。

講習会当日、必ず受講票をお持ちください。講習会終了後に修了証書と引換えとなります。

令和5年9月25日(月)までに到着しない場合は、千葉県公園緑地課景観づくり推進班（電話番号：043-223-3279）までご連絡ください。

6. その他 「屋外広告の知識」の販売

受講にあたり、「屋外広告の知識（法令編：第五次改訂版、他：第四次改訂版）」全3巻（㈱ぎょうせい発行）が必要となります。講習会当日に会場受付にて業者が販売いたしますが、一般の書店でもお買い求めいただけますので、あらかじめ購入の上、持参いただいても結構です。（※代金は受講者の負担です。）

【講習科目の一部免除】

次の資格を有する方は、受講申込の際にその資格を証する書面の写しを添付することにより、「屋外広告物の施工に関する事項」の受講を免除します。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受

けている方

- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、帆布製品製造の職種又は課程について職業訓練指導員免許を受けた方、技能検定試験に合格した方又は職業訓練を修了した方

【講習会修了証書の交付について】

全講習科目を受講した方（一部免除者は必要科目を受講した方）は、講習会終了後に講習会修了証書を交付します。なお、各講習科目について、遅刻・早退・あるいは中座した場合は、修了証書の交付ができませんので、あらかじめご了承ください。

【受講する必要のない方】

次の資格を有する方は、講習会を受講する必要はありません。

- (1) 他の都道府県、指定都市又は中核市の屋外広告物講習会を修了した方
- (2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、広告美術仕上げの職種又は課程について職業訓練指導員免許を受けた方、技能検定試験に合格した方又は職業訓練を修了した方
- (3) 屋外広告物法第10条第2項第3号イの試験に合格した方（登録試験機関が広告物の表示等に関し行う試験に合格した方）
- (4) 屋外広告士資格審査・証明事業により屋外広告士の称号を付与されている方

【お問合せ先】

千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課景観づくり推進班

TEL 043-223-3279（直通）

FAX 043-222-6447

E-mail keikan2@mz.pref.chiba.lg.jp